

規制シート(様式)

170195300350001

平成30年1月16日

規制の名称	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	所管府省	農林水産省
根拠法令等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	消費・安全局畜水産安全管理課長 石川清康
規制目的	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、基準・規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保等を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること。		
規制内容の概要	対象の家畜等は、牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、養殖水産動物等全31種類。 飼料の安全性確保のため、飼料及び飼料添加物の基準及び規格の設定、特定飼料等の検定、廃棄の命令等を規定。 飼料の品質改善のため、規格の設定、検定機関の登録等を規定。 上記の規定の実効性確保のため、製造・輸入業者の届出、報告の聴取、立入検査等を規定。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	安全な畜水産物を生産するためには、健全な家畜を育てることが必要不可欠であることから、家畜に与える飼料は、家畜にとって安全であり、かつ生産される畜水産物が安全であることが求められる。 このため、同法に基づく飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、基準・規格の設定及びこれによる検定等の規制をすることで、引き続き、飼料の安全性の確保を図る必要があるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	2023年度		